

## 地域計画

策定年月日	令和6年6月3日
更新年月日	令和7年 月 日 (第3回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	盛岡市 (2018)
地域名 (地域内農業集落名)	都南地区 (大ヶ生、黒川、手代森、乙部、見前、永井、飯岡、羽場、湯沢)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,995.31 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,483.28 ha
② 田の面積	1,087.12 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	396.16 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	138.57 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1,344.71 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	… ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	… ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

#### (2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるため、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化する必要がある。

##### 【地域の基礎的データ】

- ・「担い手」の経営体数:116(うち法人20)/670.17ha ※作業受託面積を除く
- ・主要な作物:水稲、大豆、小麦、りんご、トマト、ねぎ

#### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農地の集積・集約化を進め、スマート農業を導入することで更なる農作業の効率化を図る。  
 また、地域内外から農業者を確保し、既存の担い手への農地集約に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進める。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は現所有者又は耕作者が保全・管理を行う区域とする。平場においては、一部基盤整備及び条件整備事業を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用、保全・管理していく体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、従来の人・農地プランにおける「中心経営体」(認定農業者、認定農業法人、認定新規就農者、基本構想水準到達者、今後育成すべき農業者)への農地の集積・集約化を推進する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	33.33 %	将来の目標とする集積率	80.00 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
既存の団地に隣接する形で農地の集積を行い、併せて担い手同士の農地の交換による集約化に取り組むことで、担い手の作業性を向上させ、経営コストの低減を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
<p>地区内の認定農業者や新規就農者への農地集約を進めるとともに、集落の内外を問わず経営体に農地集積を進める。</p> <p>農業委員会飯岡地区調査会及び見前地区調査会管域においては、基盤整備事業の活用を検討しながら、大規模に経営している認定農業法人や規模拡大意向のある認定農業者が効率的に作業できるように集積・集約を推進する。乙部地区調査会管域においては、傾斜地の畑や分散した農地が多く集約は難しいが、中心経営体である認定農業者が農地利用を担うほか、地域の中心となりうる新規就農者を積極的に育成していく。</p>
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。また、必要に応じて再配分を行い、作業集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組
農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。農業委員会見前地区調査会管域内大字西見前においては、基盤整備事業に取り組む。また、畦畔を取り払うことが難しい農地については畑地化し、園芸作物を導入する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市町村やJA、土地改良区、農事組合法人となんと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の普及や農業用機械の賃貸といった支援を行うとともに、農地をあっせんする。また、新規就農に係る相談から地域への定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる大豆、麦について、担い手への委託拡大を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>①中山間地域において、イノシシやシカ、ツキノワグマの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合、速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。</p> <p>③スマート農業の推進により、作業効率を高める。</p> <p>④JAの販路を活用し、リンゴの国外輸出に取り組む。</p> <p>⑦保全・管理を行う農地とそうでない農地を明確化する。また、中山間地域においては、中山間地域等直接支払協定や、多面的機能直接支払協定により、農地の保安全管理に取り組むこととし、耕作放棄地を生じさせない体制を強化する。</p>
---

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

※内訳は非公表

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	98経営体	全般	653.44 ha	… ha	全般	667.88 ha	… ha	黒柢農地	
認就	11経営体	全般	7.67 ha	… ha	全般	29.22 ha	… ha	黒柢農地	
到達	3経営体	全般	3.92 ha	… ha	全般	3.92 ha	… ha	黒柢農地	
集	1経営体	水稻育苗	0.00 ha	0.00 ha	水稻育苗	0.00 ha	0.00 ha	非掲載	
利用者	68経営体	全般	81.56 ha	… ha	全般	78.98 ha	… ha	黒柢農地	育成
利用者	2,667経営体	全般	1,248.71 ha	… ha	全般	564.70 ha	… ha	黒柢農地	
計	2,848経営体		1,995.31 ha	… ha		1,344.71 ha	… ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

※内訳は非公表

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	43経営体	全般	水稻、小麦、大豆、葉草

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。